

柳原リハビリテーション病院 指定通所リハビリテーション 及び指定介護予防通所リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人財団健和会が開設する柳原リハビリテーション病院（以下「当病院」という）が実施する、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下、指定事業という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し、適切な指定事業を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条

- 1 当病院が実施する指定事業の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
- 2 指定事業の実施に当たっては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1） 名 称 医療法人財団健和会 柳原リハビリテーション病院
- （2） 所在地 東京都足立区柳原1-27-5

（管理者、従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 指定事業の管理者、従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 医師1名
管理者は、指定事業の計画策定に従事者と共同して作成するとともに、指定事業の実施に係る従事者への指示を行う。
- （2） 従業者

理学療法士	1名	（常勤	1名	非常勤	0名）
作業療法士	1名	（常勤	1名	非常勤	0名）
看護師	1名	（常勤	1名	非常勤	0名）
介護職員	1名	（常勤	0名	非常勤	1名）

従事者は、計画に基づき指定事業を提供する。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業者の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- （1） 営業日 月曜日から金曜日（祝日及び12月30日～1月3日を除く）
- （2） 営業時間 午前9時20分～午後4時55分
- （3） サービス提供時間帯
 - 午前の部 午前9時20分～午前10時30分
午前10時50分～午後12時00分
 - 午後の部 午後1時40分～午後2時50分
午後3時45分～午後4時55分

（指定事業の定員）

第7条 事業所の利用定員は、介護予防通所リハビリテーションも含めて、1日24人とする。

（指定事業の内容）

第8条 指定事業は、医学的管理の基に要介護者等に対する心身機能の回復のため、リハビリテーション計画に基づき、次の目的を達成するため訓練等を行う。

- （1） 目的
ADLの低下防止、QOLの維持・向上、ねたきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、その他利用者の状態の改善
- （2） 訓練等
 - ① 運動療法
 - ② 物理療法
 - ③ 歩行訓練、基本的動作訓練
 - ④ 自助具使用訓練
 - ⑤ 日常生活動作に関する訓練
 - ⑥ 治療用ゲーム、手工芸用品を使用した趣味的訓練
 - ⑦ 介護予防・健康増進のための訓練

（施設利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。

（サービス提供に当たっての留意事項）

第10条 サービスに当たって、体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがある。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の実施地域は、足立区柳原、千住旭町、千住東2丁目、千住曙町（墨堤通りより北側のみ）、日ノ出町とする。

(利用料その他の費用の額)

第12条 指定事業を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- (1) 指定事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- (2) 利用料・その他の費用の額は、別紙参照のこと。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は利用者に対する指定事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係機関、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条

- 1 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の必要な措置を講ずる。
- 2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておかなければならない。
- 3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じ、その被害を最小限にとどめるように努めなければならない。
- 4 事業者は、消防法に規定される防火管理者を定め、消防計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に従業者に周知するとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定)

第15条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(苦情処理)

第16条 指定事業に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

- ・ 当施設ご利用者様相談・苦情担当 事務長 電話 03-5813-2121
- ・ 権利擁護センターあだち（足立区） 電話 03-5813-3551
- ・ 東京都国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 電話 03-6238-0177
- ・ 院内にご意見箱（投書箱）を設置

(虐待の防止)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる設置を適切に実施するための担当者を設置する。

(個人情報の保護)

第18条

1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他の運営に関する重要な事項)

第19条

1 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年3回

2 従業者は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は当病院が定めるものとする。

5 従業者であった者に、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は当病院が定めるものとする。

第20条 セクハラ・パワハラ等を防止し、利用者・職員を守る体制を整備する。

2 事業所は職場におけるハラスメントの把握に務め、ハラスメント防止の方針を明確化し、職員に周知徹底を行う。

3 ハラスメント相談員を設置し、職員の相談に応じる。また、対応について協議する。

(附則)

この規定は、2026年4月1日から施行する。